

国民健康保険

国民健康保険税の納期限内の納付を

銀行窓口、コンビニエンスストア、クレジットカードや口座振替での納付が可能です。

- ◆普通徴収(納付書、口座振替)世帯：1年間の保険税を7月から翌年3月までの9期に分けて納めます。
- ◆特別徴収(年金から天引き)世帯：10月から新たに対象となる世帯は、7月から9月まで3期分を納付書で納め、10月以降は年金から天引きされます。

健康保険証の有効期限は7月31日まで

健康保険証は毎年更新です。8月1日からの新しい保険証は特定記録郵便で、世帯主宛てに送付します。

※70歳になる方は誕生月の末日が有効期限です。翌月から「被保険者証兼高齢受給者証」となりますので、誕生月の下旬ごろに改めて送付します。

※75歳になる方は誕生日の前日までが有効期限です。

※古い被保険者証は、町民課に返却するか、細かく切って廃棄してください。

限度額適用認定証は毎年申請が必要です

8月以降の使用については新たに申請が必要なため、町民課にお問い合わせしてください。

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ ☎82-2325

国民年金 保険料納付の免除(納付猶予)申請を

【7月から申請を受け付けます】

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、将来の年金受給権や障害基礎年金の受給資格を確保するため、未納のままにせず保険料の免除(納付猶予)の申請をしてください。

- ◆対象 所得要件などがありますので、お問い合わせしてください。
- ◆免除(納付猶予)承認期間 7月から翌年6月まで(年度ごとに申請が必要です)
- ◆申請に必要なもの ○年金手帳または基礎年金番号通知書、個人番号の分かる書類
○離職票、雇用保険受給資格者証など(失業などを理由とするとき)

※免除(納付猶予)承認期間は、保険料を納めた場合に比べ老齢基礎年金の受給額が少なくなります。生活にゆとりができたなら、10年前までさかのぼり保険料を納められる「追納」をお勧めします。

【保険料の産前産後期間免除制度】

- ◆対象 国民年金第1号被保険者
- ◆免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間
- ◆届け出時期 出産予定日の6カ月前から届け出が可能です。出産後でも届け出ることができます。
- ◆届け出に必要なもの ○年金手帳または基礎年金番号通知書、個人番号の分かる書類
○母子健康手帳(出産前届け出時)

※産前産後期間免除制度で免除した期間については、**全額納付扱い**になります。

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ ☎82-2325
日本年金機構 苫小牧年金事務所 ☎56-9002